

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
2023年度 第12回 議事録

■ 開催概要

<日 時> 令和5年11月24日（金）13:00～14:00

<場 所> オンライン開催（Teams）

■ 出席者

<委員>（座長以下50音順）

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、善如委員、高倉委員、武田委員、増島委員、百歩委員、平山委員、若江委員、和久井委員

<オブザーバー>

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

一般社団法人ECネットワーク 沢田理事

公益社団法人日本アドバイザーズ協会・一般社団法人デジタル広告品質認証機構 小出専門研究員・事務局長

一般社団法人日本新聞協会 デジタル広告部会 酒井部会長

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 柳田事務局長

<関係省庁>

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 後藤参事官付企画官

総務省 総合通信基盤局 利用環境課 中村課長

消費者庁 取引対策課 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 落合室長

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、仙田デジタル取引環境整備室長

（令和5年度事務局運営支援業務委託先）（株）野村総合研究所、（株）イベント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会

2. 議題

会合意見とりまとめ（案）について

3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 モニタリング会合意見とりまとめ（案）（オンラインモール・アプリストア分野）

資料2 モニタリング会合意見とりまとめ（案）（デジタル広告分野）

■ 討議

仙田室長 ただいまからデジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の第12回を開催させていただきます。委員・オブザーバーの皆様方にはご多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は万場オブザーバーと金藤オブザーバーがご欠席で、酒井オブザーバーの出欠については流動的と伺っております。

それではここからの司会は座長の岡田先生に移らせていただければと存じます。岡田先生、よろしくお願いいたします。

岡田座長 座長の岡田でございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、本日の議事に移らせていただきます。第11回会合では骨子（案）に基づき、本会合意見のとりまとめに向けた議論をいたしました。その後、事務局の方に委員・オブザーバーの皆様からいただいたご意見に基づき、とりまとめの素案を修正していただきました。本日は事務局から修正箇所についてご説明をいただいた上で、本年度の本会合のとりまとめを行いたいと考えております。

それに先立ちまして、前回会合での議論を踏まえた、とりまとめ（案）の修正点について、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

仙田室長 事務局の仙田です。座長からもお話がありましており、前回以降に委員・オブザーバーからご意見をいただき、修正させていただいた箇所をご説明させていただければと考えております。

資料1、2がございしますが、まず、資料1をご説明いたします。アプリ・モール分野となります。17ページをご覧くださいませでしょうか。「各種取組の実効性をその根拠とともに示す」等の記載がございしますが、この文末について「期待する」から「求められる」に変更しております。また、この変更につきましては、この箇所のみならず、とりまとめ（案）の全体において反映をしております。これはモール・アプリ分野では若江委員、デジタル広告分野では和久井委員のご意見を踏まえたものとなります。整理いたしますのは、本会合での意見を踏まえ、経産省として大臣評価を行うこととなりますが、大臣評価につ

いては特定プラットフォーム提供者に対して運営改善に取り組む努力義務が課せられているところ、こうした点も考慮したものになります。

次に 23 ページでございます。②の「継続的な対応改善」をご覧ください。太字下線部分となりますが、「利用事業者の苦情を分析し、結果を踏まえて継続的に運営改善を図っていく」と修正しております。前回、お示した案ですと、苦情処理・紛争解決の方法についてのみ改善を図ると読めてしまうところ、改善の対象はこれに限らず、運営改善全般にわたりますので、これを明確にする観点から修正を行っております。こちらは沢田オブザーバーからご指摘いただいたところではありますが、事務局が素案を作成するときに、そもそも文意を尽くせていなかったということでございますので、モール・アプリ分野のみならず、デジタル広告分野についても同様の修正をさせていただいております。

続けて 31 ページでございます。「自社及び関係会社の優遇」の箇所でございます。太字下線部分ではなくて、それ以外の部分ですが、上から 6 行目、「透明化法やこれに基づく指針では」以下の記載を追記しております。こちらは、伊永委員からの意見として、事業者に求める内容については、法令の趣旨に即したものであることを明示することがより説得的になるとのご意見を踏まえたものでございます。こちらにつきましても、ご意見が当てはまるのは、この箇所に限るものではございませんので、デジタル広告も含め、各項目において追記させていただいております。

続けて 36 ページをご覧ください。「アカウント停止に伴う売上金の留保」の項目でございます。追記した箇所につきましては、「売上金留保の状況（留保されているアカウント数、平均額、平均期間、留保金の使途など）を具体的事例を交えて説明することを求める」としております。前回、「運用面における改善」と記載させていただきましたが、これを検証するに当たって、データや事例についてもご説明いただいたほうが来年度のモニタリングに資するという観点で追記をさせていただきました。こちらは平山委員のご意見を踏まえたものでございます。

続けて 60 ページとなります。アプリ削除についての事前通知や削除理由の開示の項目でございます。上から 9 行目となりますが、アプリ削除については「削除されたアプリを利用していたユーザーへの影響も少なくない」とした上で、10 行目にあるとおり、事前通知や削除理由の開示を求める条件の例としては、「ユーザーのセキュリティへの影響が軽微である」と修正しております。こちらは前回会合で事務局からお示した素案の中では、十分に意を尽くせなかったところでございますが、岸原オブザーバーや金藤オブザーバーからご意見いただいて修正をさせていただいたものとなります。

続けて 70 ページでございます。5.で「おわりに」となります。若江委員から制度の見直しにつなげるために、モニタリングをしていて気づいた課題についても項目として入れるべきとのご意見がございました。こちらにつきましては、本会合の主題であるモニタリングやこれに基づく事業者を求める取組についての意見そのものではございませんが、モニタリングの経験を今後活かしていくべきとお考えはご指摘のとおりと考えておまして、こうした観点から、71 ページ目となりますが、この「おわりに」のところの「委員・オブザーバーの主な発言」の箇所で、委員・オブザーバーの皆様からいただいた様々なご意見を盛り込ませていただいております。デジタル広告についても同様の趣旨のご意見がありましたことから、同じ整理のもと、委員・オブザーバーのご意見を盛り込ませていただいております。

続けて、前回の会合で伊永委員から内閣官房で検討されているモバイル・エコシステムの動向との関連についてご意見をいただきました。「強制力ある介入措置」の検討が進む一例として、「なお」以下の記述を記載させていただいております。こちらが資料 1 の説明でございます。

続けて、資料2、デジタル広告分野でございます。まず、45 ページをご覧ください。「広告の質に関する見える化」の項目について、太字下線部分がございますが、「関係者の意識や理解を含め、取組を強化するという目的に向けては、業界全体の問題として関係業界団体の取組が進むことも重要である」との追記しております。これは柳田オブザーバーから業界団体の取組との関係性についても触れたほうが良いのではないか、とのご意見を踏まえて追記させていただいたものとなります。

続けて 54 ページとなります。オーディエンス・データへのアクセスの項目でございまして、太字下線部分となりますが、前回の会合での小出オブザーバーのご意見を踏まえまして、オーディエンス・データを利用しやすい方法で提供する旨を追記させていただいております。

続けて、同じく 54 ページ、「おわりに」をご覧ください。まず、下から 7 行目のところで、「その上で」から始まるパラグラフになりますが、「今後のモニタリングに当たっては、米国や欧州をはじめとする諸外国における動向により地域外に及ぼす影響や課題の変化についても注視しながら、特定デジタルプラットフォーム提供者の取組を確認していく必要がある」と追記しております。これは生貝委員や増島委員をはじめ、複数の委員の方々から、欧州でもデジタル市場法の適用開始といった動きがある中で、また、それ以外の地域も含めて、動きがある中で、地域限定で変化があるものもあれば、全世界的に変化があるものが出てくる。こうしたことについて、その効果や課題も含めて、モニタリングに活用していくことが望ましいといったご意見を踏まえたものでございます。こちらにつきましても、モニタリングのあり方として、デジタル広告分野に限られるものではないと考えておりまして、モール・アプリ分野につきましても同趣旨の記述を追記させていただいております。

続けて、同じページの下から 4 行目、「また」から始まるパラグラフでございますが、「本評価を踏まえた運営改善が図られていない場合には、透明化法に基づく必要な措置を講ずるべき旨の勧告やこれに必要な報告聴取等について検討していくことも考えられる」と追記しております。こちらは和久井委員の透明化法の実効性を強化するためには手段を尽くすべきとのご意見を踏まえたものでございます。

ここまででご紹介できなかった委員・オブザーバーのご意見、数多くいただいておりますが、一例を申し上げます。百歩委員からは自社優遇措置やデータ利用の管理体制について、事業者を求める取組の趣旨について、前回会合でご発言をいただいております。

善如委員からは、プラットフォーム事業者には、広告主や媒体主への情報提供の充実にとどまらず、プラットフォームみずからがアドフラウド等に対して取組を強化していくべきではないか、といったご視点をいただいております。

増島委員からは、事業者それぞれに求める内容を具体的に記載することが大事、との視点をいただいております。

また、伊永委員や生貝委員からは、例えば、モール・アプリ分野の自社優遇措置の管理体制等については、デジタル広告分野と異なり、省令や指針に盛り込まれてないので、盛り込むべきではないか、といったご指摘や、これは分野にかかわらず、すべての分野になると思いますが、国内管理人が果たす具体的な機能について指針への盛り込みを進めていくべきではないか、といったご指摘もございました。

今御紹介したものに限らず、委員・オブザーバーからいただいた多様なご意見をしっかり今後に活かしていくという観点から、それぞれの関係する項目の「委員・オブザーバーの主な発言」の中で記載をさせていただいていることをご報告申し上げます。私からの説明は以上となります。

岡田座長 ありがとうございます。委員・オブザーバーの皆様におかれましては、事務局からのご説明を踏まえて、ここで追加でのご発言を希望される方がおられたら意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。委員・オブザーバーの皆様からご発言、希望いただければと思います。和久井委員から手が挙がっています。お願いいたします。

和久井委員 ありがとうございます。異議を唱える方法、ないし少数意見を書く方法があるかどうかについて教えていただきたいと思います。事務局の方々におかれましては、説明中でもおっしゃっていただきましたように、私の意見も取り入れた形でおまとめいただきまして、ありがとうございました。また、この間にわたって、少数な人数でこのような大部のことをまとめてくださって、非常にありがとうございます。

ただ、依然として私の意見ではないところがありまして、できましたら異議を留めさせていただきたいと思います。その可能性と方法についてお教えてください。

岡田座長 まず、事務局、お願いいたします。

仙田室長 ありがとうございます。和久井委員の今のご指摘について、先ほども申し上げましたが、委員・オブザーバーのご意見ということでしっかり記載させていただいておりまして、少なくともご意見をいただいたものの中で踏まえられていないものはないと認識して申し上げておりますが、もう少し具体的にご指摘をいただけるとありがたいと思っています。

和久井委員 ありがとうございます。前提として、主な発言の部分と、とりまとめとして書かれている本文の部分の関係性が、私には、よくわからないのです。委員の発言はありつつも、なんとなく、「このあたりで合意が取れたかな」ということが、この委員の主な発言の前に書かれている」と読まれるのではないかと思います。そうすると内容的に矛盾する部分も少し出てくるのではないかと思います。このように、どういうふうに読まれるのだろうと気になっているのです。

具体的に、ということでは、第一に、例えば諸外国の状況を見極めつつというまとめ（案）についてです。この点については、前回、意見を申し上げたところであり、たぶん、主な発言の中に書かれていると思います。なお、念頭にあるのは、DMA [EU のデジタル市場法] ではなくて、アメリカで進んでいるデジタル広告市場の連邦取引委員会による提訴のことであり、キャピトル・フォーラムというところが、逐語の反訳が出されている件です [https://thecapitolforum.com/google_antitrust_trial_2023/]。そこで、Google が広告の仕組みのこういう部分を開示もせずに勝手に変えてきたとか、競合であるビング（Bing）に対して使わせないことをしてきたことという情報が出ています。そのため、骨子案本文の最終的なまとめの部分で、「国際的な動向も参照しつつ」とか、「米国や欧州をはじめとする諸外国における動向により地域外に及ぼす影響や課題の変化についても注視しながら」とかいうのでは、遅いんだという認識が私にはあります。

次に、全体として、そもそも、なぜ、私たちがこういう特別な規制を導入したかについて、プラットフォーム市場では、特にネットワーク効果のためだと思いますけれども、加えてデータの集積が進むので、「早い時に介入しないと、もう間に合わなくなってしまう」、「ティッピングが起こってしまう」、だから、

と、いうことも、あったのではないかと思います。ところが、少しも早くない。こんなに時間をかけていいのか、という問題意識が、私には、あります。このため、「求められる」という表現にさせていただいたのはありがたいですけれども、なぜそれに留まっているのかが、私には、分からないのです。「求められる」というのは法的に言えば勧告をするということなのではないかとも思います。そして、「勧告することを検討する」という表現が、まとめ（案）にありますけれども、検討するも何も、法律には勧告という制度は既に作り込んであるのであって、なぜ、今、それを発動しないのだろうということが疑問です。同様に、まとめ（案）を読んでいくと、利用事業者が重要な問題提起をしているように見えるのが、本文では、利用事業者とプラットフォーム事業者との間で認識の齟齬があるという程度の指摘で終わってしまっているようにみえるところがあります。なぜ踏み込んで、調査をしないのでしょうか。これも私には、分かりません。

このように、全体として、規制の進み方／進め方に、私としては、どうしても納得できないところがあるのです。勿論、「主な発言」として書いていただいておりますが、「おわりに」の書きぶりは、私は、どうしても自分の意見とはいえないものなので、先のご質問させていただきました。

仙田室長　ありがとうございます。まず、少し前提条件を申し上げさせていただければと思いますが、基本的にはモニタリング会合につきましては、大臣評価を行うためのプロセスとして、学識経験者や利用事業者の声をお聞きする場ということで設けさせていただいています。その意味で、基本的には「はじめに」と「おわりに」よりは、その間にある、特定プラットフォーム提供者に対して何を求めていくのがこのモニタリング会合での主題となっています。

その上で、先ほども私からのご説明の中で申し上げましたとおり、モニタリングでの先生方の所感を今後活かしていくことは、必ずしもこのモニタリング会合のミッションそのものではないとしても、重要であるということで、今回、「おわりに」でいただいたご指摘も含めて書かせていただきました。

和久井委員がおっしゃっていた、規制のタイミングが遅いのではないかとしましては、この場の直接のアジェンダではないことを申し上げさせていただいた上で、他方で、規制のあり方につきましても、来年、透明化法の施行から3年を迎えまして、先ほど、委員からもありましたように、デジタル市場法の適用開始やアメリカの訴訟の動向などを踏まえて、その効果も含めて、よく見極める必要があると思っていますし、その点については、関係省庁ともよく連携した上で、検討を進めていきたいと思っています。ただ、この報告書はモニタリング会合として意見をとりまとめるものになりますので、そこについては、ぜひ、ご理解いただきたいと思います。

同様のことが勧告についても言えまして、勧告については、モニタリング会合として勧告いただくものではなくて、モニタリングで積み上げていただいた事実関係も当然活かさせていただくわけですが、最終的には経産省ないしは経産大臣の権限として勧告を行うかどうかの判断をさせていただくことになります。そこについては、大臣評価よりもさらに事実関係も含めてしっかりと把握して対応していく必要があると思っています。とりまとめ案における記載については、モニタリング会合でのご発言があったことを踏まえて、今回、お示しした書き方にさせていただいておりますが、透明化法の実効性を高めていくことは、事務局としても重要な課題だと認識しておりますので、その観点でしっかり取り組んでいくことは今後とも変わらないと申し上げさせていただきたいと思います。事務局からのお答えとしては以上となります。

岡田座長 ありがとうございます。和久井委員のご発言は何か具体的な修正を求めるという意見ではなくという理解でよろしいでしょうか。具体的にどのように。

和久井委員 ありがとうございます。私自身の意見は、勧告…について検討していくことも考えられる」のではなくて、「勧告について検討すべきである」、または「調査を行う」すなわち権限を使って報告請求をすべきである、という文言に、改めるべきであるというものであり、そう意見を申し上げました。私の意見が採用されることにならなかったことについては、もう、それはそれで承知いたします。ただ、私一人は、その多数意見からオプトアウトさせていただくか、異なる意見を書かせていただいたら良いのではないかと思います、ということです。

けれども、ここは、とりあえずは承知いたしましたと言いますか、仙田様のご説明で満足したこととして、これ以上のことは申しません。しかし、すみませんが、一言一來年度に向けた課題としまして一というのは、私、たぶん、この委員会はこの会合に出るのが最後になると思うので最後にひとこと一、モニタリング会合の位置づけや役割についてですけれども、「何年も待って、翌年にはよくなるのでは、その翌年にはよくなるのでは」というのを繰り返すのではなくて、「勧告すべきである」ということも、モニタリング会合の意見として書き、また、その意見を大臣に伝える、ということも、評価の在り方としては、ありうるところではないかとは思いますが。こういうことだけ申し上げさせていただいて、終わりにさせていただこうと思います。時間をいただきまして、ありがとうございました。

岡田座長 委員・オブザーバーの主な発言の中で、今の和久井委員のご発言は明記されていると私は理解していましたが、それでは足りないという理解でしょうか。

和久井委員 先ほども少し言ったので、繰り返しになってしまいますけれども、私には、本文と「主な発言」の関係性がわからないのです。表現上の問題かもしれないとは思いますが、「おわりに」があって、その後、主な発言がある――この両者が、どういう関係にあるのか、です。メインに読むべきものとしては、あくまで本文のテキストになったものであり、「主な発言」は本文を出すうえで踏まえたのかもしれないけれども、読むべきなのは、主な発言に先行する本文なのか。それとも、この「おわりに」とは違う意見が出ていて、それを「主な発言」に収録したということなのか。そこが、よくわからないのではないかと、ということ、危惧しました。

岡田座長 もちろん、委員・オブザーバーの皆様、いろいろご意見の中にグラデーションがあって、全員一致という形の報告書をつくることは、これはテクニカルにも非常に難しいだろうと思います。そういう中で、最小公倍数的な形で事務局でこの報告書を案としてとりまとめていただいたと思います。その上で、委員・オブザーバーの主な発言はそこに収まりきれないものも含めて、書き切れなかったものも含めて、まとめて列記をしていただいていると私は理解しました。その中には個々に見ていくと微妙なものもあるかとは思いますが、現時点でとりまとめを集約して意見調整をしていただいた上での案としてここにご提示いただいているものと思っております。

例えば委員・オブザーバーの発言の中でデジタル広告ですと上から 4 ポツ目が今の和久井先生のご意

見に当たるところかと思います。ここはしっかり明記されていると、私はこれを読んで思いましたが。

和久井委員 発言は本当にこれで最後にします。おそらく、冒頭の部分で、1の「はじめに」のところで、ということなのかを書けばよいようにも思います。3ページですけれども、3ページの下から第3段落、第2段落のところで、どうやって本とりまとめを行ったのかを書いていただければよろしいのではないのでしょうか。「私の意見とは、少し違う印象の文章になっている」と思っているのは、私だけではないと思います。なので、会合としての意見をとりまとめるものではあるが、このとりまとめには全部の委員が反映されたものではなく、違う部分については、「委員の意見」[ないし発言]として、別途、記載してあることもあるという1行を入れておいていただければ、それでいいのかもしれないと思いました。

岡田座長 少し文学論的な話になって、とりまとめというのはどこまで集約されたものかというニュアンスの問題が少し入ってくる感じがしましたが、そのあたりのニュアンス、1文、加えることは可能でしょうか。事務局、いかがですか。今の「本とりまとめや会合としての意見をとりまとめたものである。」というセンテンスがあるかと思いますが。

仙田室長 ありがとうございます。書き方についてはよく考えさせていただきたいと思いますが、会合としての意見をとりまとめたものの中で、先ほど、座長からご発言がありましたとおり、いわゆる最小公倍数的になっているところ、委員やオブザーバーのそれぞれのご意見があるところが両方入ってしまして、そういう意味では、そもそも和久井委員のご意見、もちろん、個別意見という形かもしれませんが、盛り込まれていると思っており、こうした観点から「とりまとめたものである」そのものに修正を入れるのではなく、他方で和久井委員がおっしゃっているところについて、なんらか脚注等で注記をさせていただくことはあり得るかと思っています。そこはもし、おとりまとめいただけるのであれば、座長とよく相談させていただいて、記載を検討させていただきたいと思います。

岡田座長 ありがとうございます。そのような方向でご一任いただくということでよろしいでしょうか。

和久井委員 結構でございます。ありがとうございました。

岡田座長 ありがとうございます。

若江委員から手が挙がっております。お願いいたします。

若江委員 すみません。大変な労力をかけてまとめていただきまして、ありがとうございます。私自身は報告書のとりまとめ方についてはこれ以上、異議はありませんが、和久井先生の思いとも少し共通する部分で、せっかく、今年度最後ということなので、やはりこれからの評価に対してお願いしたいことを一言言いたいと思います。やはりこれから経産省で評価して考えていくものではありますが、ぜひ、法執行すべきものは法執行していただきたいと思っています。

昨年度、行政指導を行った4事業を匿名で公表しましたが、これについて、当時の事務局の方からの説明だと、勧告ではなくて、なぜ指導にとどめることになったのか、その際の考慮要素を示すことで、そ

の事業者の改善対応のインセンティブを付与するため、とのご説明でした。ただ、やはり私は行政指導のような、日本特有な曖昧なものを海外プラットフォーム事業者も対象として想定しているような透明化法で使うのは疑問だと思いますし、行政処分にならなかったことが本国の本社に誤ったメッセージを伝えるのではないかと感じていました。実際、去年の行政指導の4件のうちの1件は、「変更理由を示さずに利用提供条件を変更した」というものでしたが、似たような行為は今年も行われていたと報告書に記載されていて、「1年間に複数回、変更理由を示さずに提供条件を変更した事案もある」と書いてあります。事業者が同じかどうかは匿名なのでわかりませんが、やはり指導にとどめた結果、同じようなことが繰り返されるという、わかりやすい事例なのではないかと思いますので、今年はなるべく指導などではなくて、勧告で行っていただきたいというのがあります。

あと、この前、追加意見で出しましたが、Amazonによる商品の販売価格の推奨については、独占禁止法上の問題がある可能性もありますので、ぜひ、公取委への措置請求を検討していただきたいと思います。以上です。

岡田座長 事務局、お願いいたします。

仙田室長 ありがとうございます。若江委員から改めてご指摘をいただきましたけれども、ほかの委員も同じご意見だと思いますが、しっかり法執行をやっていくべきだということについては、事務局ないしは経産省としては全く異存がございません。そのため、しっかり事実関係を把握した上で適切に対応していきます。これまで勧告や報告徴収の事例がなかったから、今後とも勧告や報告徴収はないということは必ずしもないと思っています。これは先ほど申し上げたことに関する補足説明となりますが、大臣評価のモニタリングのプロセスと勧告・報告徴収は必ずしもリンクしているものではありませんので、モニタリングのプロセスいかにかわらず、必要なときには必要な措置を行うことと認識しております。その点は重ねて申し上げさせていただきます。

その上で、口頭指導をした事例については、基本的には事業者の行った事実やその後の対応なども踏まえて個別に判断しているものであります。そのため、今まであえて勧告を打たなかったということではなくて、事案の性質に照らして口頭指導が適切だという判断のもとで行っております。そのため、当然、事案として重いものがありましたら、先ほども申し上げたとおり、強い法執行をやっていくこと自体の考え方はこれまで、これからも変わらないことを申し上げさせていただきたいと思います。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。若江委員、よろしいでしょうか。

若江委員 希望として述べたものです。ただ、去年、行政指導の対象になった行為と類似した行為が、また、今年も行われている点を考えると、行政指導では足りない部分があるのではないかという感想を述べました。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見・コメントなど、ございますでしょうか。ほかの委員の皆様、オブザーバーの皆様、いかがでしょうか。高倉委員、お願いいたします。

高倉委員 高倉です。すみません、諸手続きで、今日が最初の参加になってしまいましたけれども、会合をYouTubeで中継されていたものは全部見せていただきました。たぶん、来年以降の話になると思いますが、やはりアルゴリズムを開示すべきかどうかで、我々としては見せてほしいという話がある一方で、事業者さんからすると、プラットフォーマーからするとそれは虎の子なので見せられないという話はずっと平行線をたどっているような印象を受けています。

たぶん、去年も同じようなことを言ったような気がしますけれども、そもそもIT屋の感覚で言うと、アルゴリズムが見せられないというのと、あと、どういうパラメータ設定になっているかは日々、変わるから、説明がつかないというのは、理解はできなくはないですけれども、要は人が介在してチューニングをしているのはどれぐらいあるのか。できればそれで例えば問題が見つかったので改善したもの、自動でコンピューターが勝手にチューニングしている事例がどれぐらいあるのか、もう少し問い合わせの仕方を変えて、恣意的なものがなかったものだけでも確認できるような問い方をしないと、たぶん、これ、来年、同じことをまた聞いても、開示できません、適切にやっています、問題ありませんという回答が返ってくるだけだという印象を受けました。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。

では、来年に向けての留意点と言いますか、こういうご指摘だったかと思いますが、事務局、今の点は特によろしいですか。

仙田室長 ありがとうございます。ご指摘のとおり、アルゴリズム自体は動的なものになりまして、主要な要素は開示されているところではありますけれども、他方で、先ほど、おっしゃったように、人の手による恣意的なところがないかは利用事業者の目線から見ても大事なポイントになってくると思いますので、今、座長がおっしゃったように、来年度のモニタリングの中でその点をお聞きするといった取組をやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございます。続いて、伊永委員、お願いいたします。

伊永委員 ありがとうございます。また、おとりまとめいただき、ありがとうございました。修正した案ですけれども、法令に基づいた要請事項として「求められる」のか、それとも法令の義務範囲を超えたサービスとして努力が「期待される」のかの区別を今回、つけていただいたと思います。これは、多大な負担やコストをかけて対応を行うことになる特定デジタルプラットフォーム事業者にとっては大変重要な点かと思っています。法の規定に基づく要請であるという部分については、かねがね、明確にしたいと思っておりましたが、この点をはっきりしていただいて、誠にありがとうございました。

現在のとりまとめ案ですけれども、種々の具体例を含めて大変充実した内容になっていると思っています。良い点、足りない点が規制対象となっている事業者だけでなく、同じ分野において今回は対象にはなっていない事業者、同じような事業を営んでいる事業者にとっても参考になって、業界に新たな慣行が刷新されていくきっかけになることを切に願っています。コメントまでです。

岡田座長 ありがとうございます。コメントということで頂戴いたしました。

その他、ご意見など、コメントなど、いただけますでしょうか。平山委員から手が挙がっています。お願いいたします。

平山委員 平山でございます。おとりまとめいただきまして、大変ありがとうございました。この取り組みはアジャイル・ガバナンスと呼ばれることもありますので継続的な改善が大切と思ひまして、その観点からコメントしたいと思います。

昨年度の大臣評価などで指摘のあった事項について、今年度、各社から新たな取り組みが示されました。例えばモール・アプリ分野では、37 ページ以下に Amazon 社の返品・返金にかかる新たな取り組みが記されており、取り組みのご説明が最近の会合において行われたところです。このような取り組みをまずは高く評価したいと思いますとともに、これを実地で回していく中でどのような新たな問題が生じるか、これまでであった問題がどのように解消されたのか、来年度以降の会合においてきちんと確認をしていただき、さらなる働きかけが必要であればしていただきたいと思っております。

また、何人かの委員の方から措置請求その他の方策についての言及があり、本日の会合でも発言をいただいたと思ひます。事件審査と呼ばれるような真相解明の作業を行うに当たっては、事実の収集がとても重要であり、事実を把握していなければ言うてみただけということになりかねません。この透明化法の枠組みの中では、相談窓口の制度や事務局による関係者ヒアリングなどの取り組みが既に長い間行われておりますので、特定の項目について強制力のある方策などの検討をしていくということであれば、ぜひ、経産省において集約している、また、これからも蓄積していく日々の相談情報などを活用していただきたいと思ひます。モニタリング会合において 1 つ 1 つの事実を個別的に見ていくことはなかなか難しいと思ひますので、事務局によるとりまとめに期待したいと思っております。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。

では、続いて、和久井委員から手が挙がっています。お願いします。

和久井委員 すみません。ありがとうございます。平山委員のご発言とも関係することかと思ひ、また、この全体の制度にかかわることですけれども、経産省の大臣評価との関係については、先ほど、ご説明いただいて、ありがとうございました。公正取引委員会との連携について最後にお伺いしてよろしいでしょうか。特に気になっておりますのは、デジタル広告については必ずしもないのですけれども、若江委員が先ほど言われた、Amazon による各商品販売価格の推奨についてであり、これも、独禁法に照らして、少なくとも、調査をすべき事項であると思ひています。これについては、米国でシャーマン法 2 条違反で FTC [連邦取引委員会] が問題としているところです。そのため、公正取引委員会との連携関係について、最後にお伺いできれば幸いです。

岡田座長 これは事務局からお願いできますか。

仙田室長 ありがとうございます。このモニタリング会合にも、本日もご出席いただいておりますが、公取の我々のカウンターパートの部署から稲葉室長に参加していただいておりますし、このモニタリング会合

に限らず、定期的に意見交換をさせていただいております。そのため、先ほどは勧告や報告聴取を重点に申し上げましたが、平山委員や和久井委員がおっしゃるとおり、措置請求という手段もあります。その措置請求するに当たっては、必要な事実の積み上げが必要ですので、そこについては引き続き、経産省としても努力させていただきます。公取との連携をしっかりと深めて、独禁法違反が確認できるものがありましたら請求していくことは、これも先ほどと同じですが、これまでも、これからも変わらないことを申し上げたいと思います。以上です。

和久井委員 ありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございます。

そのほかの委員・オブザーバーの方、ご発言のご希望があればと思いますが、いかがですか。
それではご発言希望がないようですので、今年度のモニタリング会合意見とりまとめに入ってまいりたいと思います。まずはオンラインモール・アプリストア分野の委員の皆様にお伺いしますが、本会合としての意見とりまとめについては資料 1 について、先ほど、和久井委員からのご指摘があった部分については注記を付けることについて、今後、事務局と座長で相談の上で適切に対応してまいりたいと思いますが、そのほかも部分も含めまして、この素案をもとにとりまとめをしていいかどうかについてご意見を伺いたしたいと思います。この後は事務局と私にご一任いただくという形になりますが、そのような形でとりまとめを進めさせていただいてよろしいでしょうか。

＊ ＊ 異存ございません。

岡田座長 それでは大丈夫でしょうか。異議なしとのご意見と伺いましたので、このまま、とりまとめの作業に移らせていただきたいと思います。

続きまして、デジタル広告分野の委員にお伺いしますが、この意見とりまとめについては、同じく、資料の 2 のはじめの部分に当たるかと思いますが、この部分についての修正を施すことを踏まえまして、この案を素案としてとりまとめていくということで、事務局と座長にご一任いただくということでご理解をいただけますでしょうか。ご異議なしということで承りました。ありがとうございます。

それではこれからは座長と事務局で、そのとりまとめ（案）、最終案のとりまとめに向けて準備を進めさせていただきたいと思います。今後、公表に向けて準備をまた、進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日まで全 11 回にわたり、また、そのほかにも個別の意見交換、また、事前の意見調整等を踏まえまして、大変多くのお時間をかけて、委員・オブザーバーの皆様には非常に多くのご協力を頂戴することができたと思います。また、円滑な議事進行につきましてもご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。また、デジタルプラットフォーム事業者の皆様には今回のとりまとめを踏まえまして、さらなる運営改善に努めていただきたいと思います。課題はまだまだ多いという印象を持ちますけれども、やはり透明化法の建付けの制約をいろいろ意識させられる、この 2 年間であったと感じております。やはりどうしても情報開示義務に係ることにウェートを置いておりますので、いろいろな作為・不作為に関わる制裁、排除措置、こういったことはこのモニタリング会合がどうこうできる議論ではありません。

そういうことでなかなか限界がある議論であったことは否めないところではありますが、ただ、情報開示を通じて相互理解を深めていくことで、自主的な行動変容につなげていくことが法の趣旨でありますので、その範囲内でできることを取り組んできたと感じておりますし、部分的ではあったかもしれませんが、それなりの改善も今年度も一定程度見られたのではないかと感じています。

しかし、さらにこの分野は状況がどんどん変化していくことがありまして、既に本日のご議論にありましたけれども、内閣官房でもいろいろな検討、モバイル・エコシステムの報告書の公表がありましたし、DMA の施行もありました。この会期中において、いろいろな動きが内外にありましたし、また、さらに昨年度からの大きな動きとしては AI の急激な活用があって、これもデジタル広告分野でいろいろな新しいビジネスモデルが今、登場しつつあるということで、我々の議論を非常に難しくしているし、ますます、ブラックボックス化していく部分が大きくなっていくのではないかと、こんな懸念も抱いているところ です。

そういうことで、課題満載の取り組みであったのではないかと感じざるを得ません。そういった動きも踏まえて、来年度以降もいろいろなことが起きるかと思いますが、この事業者の皆さんにはまた、透明化法に基づくモニタリング・レビューに真摯にご対応いただきたいと思 いますし、さらに情報公開される範囲が広がられていくようにと、そのため、できる限り公開の場で透明性の高い形で議論が進められる場になるようにということで、関係者の皆さん、関係各位のご協力をいただきたいと切に願う次第です。

また、さらに透明化法単体では非常にできることが限られることは本当にご指摘のとおりで、その面ではいろいろな関係省庁の取り組みとの補完性と言うか、補完関係と言うか、協力関係が非常に不可欠で、本質的な部分を占めるのではないかと私は感じております。また、さらに官公庁だけでなく、事業者団体や民間団体の皆さんとの協力関係を密接につくっていくこともいろいろご指摘もいただいたとおりで、非常に大切なことではないかと感じております。そのようなことを行う、ある種のプラットフォームのような場であったという印象も受けているところでございます。

いろいろありましたが、最後になります、皆様のご協力に心から感謝を申し上げて、座長としては不手際もありまして、いろいろご迷惑をおかけしたかと思いますが、とりあえず、今年度最後ということで、心からの感謝を申し上げるとともに、また、最後ですが、事務局、たった 6 人という非常に厳しい状況の中でこれだけの作業、非常にしっかり進めていただいたことをこの場を借りまして、最後に感謝を申し上げたいと思 います。どうもありがとうございました。

それではここで最後になりますが、商務情報政策局の野原局長からご挨拶を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い いたします。

野原局長 委員・オブザーバーの先生方におかれましては、ご多忙の中、本日まで 12 回にわたりまして、本会合にご参加いただくとともに、それぞれ、専門的なご知見を踏まえまして、多様な視点からご議論を重ねていただきました。これまでのご貢献に厚く御礼を申し上げます。

オンラインモール・アプリストア分野ではプラットフォーム事業者から規約の変更時のわかりやすい事前の周知、それからアカウント停止の妥当性の事後検証、アカウント停止の通知内容の具体化など、利用事業者への影響が大きい措置について、より丁寧な対応を行う取り組みが報告をされました。その上で、皆様からアカウント停止に伴う売上金留保の取り扱い、アプリ内課金の代替決済手段、アプリ審査プロセスの改善などについて、昨年度のモニタリング会合よりも踏み込んだご意見をいただきました。

さらにモール分野では相談窓口に寄せられた声を活かして、商品の販売手数料について利用事業者に事前説明を行うことなく、設定・変更するといった新しい課題も先生方に抽出いただきました。

初年度のモニタリングとなったデジタル広告分野では、プラットフォーム事業者から広告掲載基準のわかりやすい解説、日本の実態に即した広告掲載の取り扱いなどが報告をされました。その上で、皆様から広告・掲載媒体の審査プロセスの改善、利用事業者の声が国内管理人を通じて海外本社の意思決定に影響力を持つ仕組みづくり、手数料の透明化など、今後のモニタリングの土台となる課題を抽出いただきました。

そういった進展はございましたが、一方で自社優遇措置の管理体制、それから外部検証可能な説明など、本年度のモニタリングでは十分な取り組みが確認できなかった事項がありました。こうした状況を踏まえまして、本日の議論でもいろいろ出ましたが、透明化法の実効性を高める観点から、事業者への求めの法的裏付けを強化するための省令・指針の見直し、それから事実認定に基づく法執行を強化するため、運用改善が図られない場合の勧告・報告徴収、それから公取委への措置請求という議論がありましたけれども、これら、事実認定に基づいて検討してまいります。

また、海外の競争当局による法執行や制度整備の動向を今後のモニタリングに活用してまいります。透明化法は岡田座長の総括にもありましたが、事業者の運営改善に一定の役割を果たしておりますが、一方で課題も明らかになりつつあるところであります。来年の2月に法施行からちょうど3年経ちます。法律の中に法施行から3年後に必要な見直しを検討することが規定されております。したがって、海外の制度整備の動向・効果も見極めつつ、関係省庁とも連携しながら検討を行う必要があると考えております。

また、岡田座長からご紹介もありましたが、モバイル・エコシステムについては競争環境整備の法整備について検討されているところでございます。

本会合のとりまとめにつきましては、本日の議論でも少し議論が和久井委員との間でありましたけれども、本文の部分はほぼ大臣評価案にキャリーできるようにするという編集方針で書いておりまして、そこにコンセンサスとしてなかなか盛り込みづらいものの各委員からの重要なご指摘については、主な意見として書いておりますから、なぜ、本文のところに私の意見が全部入らないのかという印象を与えるところもあったかと思いますが、岡田座長にまとめていただいたように、和久井委員のご意見のところは注記することで、座長とよくご相談して、整理をしたいと考えております。

本会合のとりまとめを踏まえまして、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての経産大臣の評価案を公表し、パブリックコメントを募ることとしております。その結果を踏まえまして、年明けに最終的な今年度の経産大臣の評価をとりまとめ、公表する予定でございます。委員・オブザーバーの先生方におかれましては、特定プラットフォームの透明性と公正性の向上を図るという透明化法の定める法目的の達成に向けて、引き続きのご協力、ご貢献、ご尽力をお願い申し上げます。今年も大変お世話になりました。ありがとうございました。

岡田座長 どうもありがとうございました。

では、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

仙田室長 ありがとうございました。事務局を代表いたしまして、局長の野原からもありましたが、委

員・オブザーバーの皆様には様々なご意見をいただきましたこと、改めて御礼申し上げたいと思っております。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様にご確認いただいた後、公表することを予定しております。また、会合意見のとりまとめにつきましては、岡田座長とご相談の上、案の取れたものを公表させていただく予定としております。公表日時につきましては、決まり次第、ご連絡申し上げます。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の議事は終了とさせていただきます。本日もお忙しいところ、お時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。また、1年にわたり、大変お疲れ様でございました。これにて終了とさせていただきます。

以上